

環境影響評価準備書に対する知事意見等

113 横須賀パワーステーション建設事業

【環境影響評価準備書に対する知事意見】

I 総括事項

横須賀パワーステーション建設事業（以下「本件事業」という。）は、株式会社トーメンパワー横須賀が、電力卸供給を主たる目的として、横須賀市浦郷町5丁目2,931番地70ほかの面積約15,700平方メートルの敷地（以下「実施区域」という。）に、都市ガスを燃料とする出力239,700キロワットの火力発電所を建設し、運営しようとするものである。

実施区域は、横須賀市北部の埋立地に位置する飼料工場及び飼料サイロの跡地であり、実施区域及びその周辺は、工業専用地域となっている。実施区域の東側は東京湾に面しており、北西に横須賀市追浜浄化センターが所在し、南側及び西側には工場等が立地している。

また、実施区域の北西側近傍には横須賀市の公共緑地である貝山緑地があり、実施区域に最も近い住宅地は、西側約550メートルに位置している。さらに、実施区域の所在する横須賀市は、大気汚染防止法により窒素酸化物に係る総量規制の指定地域となっている。

本件事業の発電設備は、このような実施区域において、大量の燃料を消費するものであり、また、建設する施設も大規模なものである。

したがって、本件事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、周辺の環境への影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じるとともに、供用開始後においても、引き続き環境の保全に努める必要がある。

○ 本件事業の実施に当たっては、排出する窒素酸化物が大気質に及ぼす影響を極力軽減するよう配慮する必要がある。

○ 建設工事の実施、施設の稼働等において、最新技術を導入することや、良好な環境を創造するという観点からも多角的に検討することなどにより、積極的な環境保全対策を講じる必要がある。

○ 事故発生時における対応方法を明らかにするとともに、事故発生時の周知や環境監視の実施結果の提示等、実施区域周辺の住民等に対する情報提供に十分配慮する必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、本件事業の環境影響評価準備書に係る各評価項目等についての個別の審査結果は、次のとおりである。

事業者は、環境影響評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

II 個別事項

1 大気質

(1) 窒素酸化物の低減について

窒素酸化物の低減を図るための措置として、低NO_x燃焼器の採用や排煙脱硝装置の設置を行うとしているが、排煙脱硝装置への高性能な触媒の採用等の最新技術の導入について検討するとともに、タービン等の燃焼管理と各種設備の運転管理を適正に行うことにより、窒素酸化物の一層の低減に努めること。

(2) 煙突の高さについて

煙突の高さを58メートルとして大気質への影響についての予測及び評価を実施しているが、ばい煙の拡散の点から、煙突を計画より高くした場合の大気質への影響についても予測及び評価を実施し、影響の程度を比較した上で、変更も視野に入れて煙突の高さの妥当性を検証すること。

(3) 非定常稼働時における予測及び評価について

発電設備は、毎日起動及び停止を行うことから、起動及び停止の際の時間の経過に伴う窒素酸化物の排出濃度及び排出量の変化の状況を明らかにした上で、起動や停止の際のような非定常稼働時における窒素酸化物の排出が大気質に及ぼす影響について予測及び評価を実施すること。

2 動物及び植物

海域に生息・生育する動植物への影響を低減・回避するため、護岸の改修工事の範囲はできる限り小さくしたとしているが、護岸の状況が変わったことから、動植物の生息・生育に適した環境を創造するという観点も踏まえ、改修工事の施工範囲、改修内容等を改めて決定し、これらを具体的に明らかにした上で、護岸の改修が海域に生息・生育する動植物に及ぼす影響について予測及び評価を実施すること。

なお、改修工事の施工範囲、改修内容等を環境影響評価書の作成時点までに確定できない場合は、予測の不確実性の増大が懸念されることから、事後調査の実施について検討すること。

3 景観

(1) 施設の色彩について

煙突・建物等についてはベージュ系統色を基調とした色彩とし、背景の空と調和するように配慮しているが、施設が周辺の環境から浮き出た存在とならないような色彩とするよう検討すること。

(2) 周辺の環境との調和について

貝山緑地からの景観に配慮し、施設周辺の貝山緑地側に高木を植栽するなど、周辺の環境との調和に一層努めること。

4 その他

(1) 冷却塔白煙の抑制について

冷却塔からの白煙の発生を抑制するため、白煙抑制機構付きの乾湿併用型冷却塔を採用しているが、その低減効果を具体的に明らかにするとともに、最新技術の導入について検討することにより、白煙発生の一層の抑制を図ること。

(2) 冷却水の管理について

復水器の冷却は冷却塔の循環水により行うとしているが、冷却塔の冷却水が飛沫となって周囲に飛散することから、冷却水が細菌に汚染されることのないよう、水処理及び水質管理を適正に行うこと。

(3) 環境監視計画について

建設工事中及び発電設備の運転開始後において環境監視を行うとしているが、実施区域周辺の住民等に対し、環境監視の実施結果に関する情報提供を適切に行うこと。

付記

安全（危険物）

燃料とする都市ガスの漏出等の事故発生時における対応方法を具体的に明らかにするとともに、その中で実施区域周辺の住民等に対する事故発生時の周知方法を示すこと。

【条例準備書環境影響評価審査書】

条例環境影響評価書の作成に当たっては、次の内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

安全（危険物）

燃料とする都市ガスの漏出等の事故発生時における対応方法を具体的に明らかにするとともに、その中で実施区域周辺の住民等に対する事故発生時の周知方法を示すこと。